

## 葛飾区における競争入札参加者の選定に係る区内業者等の認定基準

平成 21 年 10 月 14 日

21 葛総契第 376 号総務部長決裁

改正 平成 24 年 9 月 24 日 24 葛総契第 430 号

平成 27 年 3 月 20 日 26 葛総契第 812 号

平成 29 年 7 月 26 日 29 葛総契第 259 号

令和 4 年 8 月 26 日 4 葛総契第 354 号

### (目的)

第 1 条 この基準は、葛飾区（以下「区」という。）が実施する競争入札において、区内に本店又は支店若しくはこれに準じるもの（以下「営業所」という。）を置く事業者を、区内業者及び区内支店業者（以下「区内業者等」という。）として取り扱うために必要な事項を定め、競争入札の透明性、競争性及び公平性を確保することを目的とする。

### (定義)

第 2 条 この基準における用語の意義は、建設工事等競争入札参加者の資格に関する公示（平成 16 年 11 月 4 日付け 16 葛総契第 163 号）又は物品買入れ等競争入札参加者の資格に関する公示（平成 16 年 11 月 4 日付け 16 葛総契第 163 号）の例による。

2 この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 区内業者 区の競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登録されている事業者において、第 3 条に規定する認定要件を満たしているもののうち、区内に本店（法令等による許可又は届出等（以下「許可等」という。）が必要な業種については、許可等を受けた本店）を置き営業を行うものをいう。

(2) 区内支店業者 資格者名簿に登録されている事業者において、第 3 条に規定する認定要件を満たしているもののうち、区内に代理人を設置し、支店又はこれに準じるもの（許可等が必要な業種については、許可等を受けた支店又はこれに準じるもの）を置き営業を行うものをいう。

### (認定要件)

第 3 条 葛飾区長（以下「区長」という。）が、事業者を区内業者等として認定する上で必要な要件（以下「認定要件」という。）は、次に掲げるとおりとする。

(1) 営業所が事務所としての形態を整えていること。

共同運営電子調達サービスを利用するために必要な電子機器、事務什器及び事務用機器等が備えられているとともに、看板や表札により事務所の所在が明らかでなければならない。ただし、建設工事等に係る事業者においては、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）で規定された標識を掲げていることを要する。

(2) 独立した事務所としての形態を整えていること。

営業所が他社の営業所と同居している場合や営業所と住宅を併用している場合は、営業所の実態を調査の上、総合的に判断する。

(3) 営業所において、営業活動を行うことができる人的な配置がされており、かつ、責任者が存在し常駐していること。

配置人員が区外の営業所と兼務になっている場合、配置人員の不在の状況が頻繁である場合、転送電話対応が常態である場合、単なる電話の取次ぎや連絡をするだけの事務員を配置している場合等は、適切な人的配置がされているとは認められない。

(4) 営業所において、第 4 条に規定する常駐職員の配置基準を満たしていること。

(5) 区内に営業所を設置してから 1 年を経過していること。

(6) 建設工事等のうち、建設業法の適用を受ける業種に係る事業者の営業所においては、建設業法上の許可を受けていること。

(7) その他許可等が必要な業種は、当該許可等を取得していること。

#### (常駐職員の配置基準)

第 4 条 常駐職員の配置基準は以下のとおりとする。ただし、特別の事情が認められる場合にはこの限りではない。

(1) 建設工事等のうち、建設業法の適用を受ける業種に係る事業者

2 名以上。うち 1 名は建設業法第 7 条第 2 項で規定する専任技術者であり、経営事項審査（以下「経審」という。）を受けた技術者名簿に記載されている技術職員であること。

(2) 建設工事等のうち、土木設計、設備設計、測量等の建設業法の適用を受けない業種に係る事業者

2 名以上。うち 1 名は申請業種のいずれか 1 つに該当する技術者（法律等による免許又は技術若しくは技能の認定を受けた者）であること。

(3) 物品買入れ等に係る事業者

2 名以上

2 前項に規定する基準のほか、許可等が必要な業種にかかる事業者については、当該許可等を取得した者が、必要人数配置されていること。

#### (届出)

第5条 区内支店業者として認定を受けるためには、以下の書類を提出しなければならない。

- (1) 葛飾区支店業者調書（別記様式第1号及び第2号）（営業所従事職員名簿一覧表（別紙1）、営業所所在地案内図・外観写真（別紙2）、営業所内見取図（平面図）・内部写真（別紙3）及び建設業許可票の写真（別紙4（別記様式第1号のみ））を含む。以下「支店業者調書」という。）
- (2) 営業所の建物登記簿謄本の写し（自己所有の場合）
- (3) 営業所の賃貸借契約書の写し（賃貸の場合）
- (4) 建設工事等のうち、建設業法の適用を受ける業種に係る事業者は、建設業許可申請書及び当該申請書の別表（受付印のあるもの）の写し
- (5) 第4条第1項第1号に係る事業者は、直近の経審を受けた技術者名簿の写し
- (6) 第4条第1項第2号に係る事業者は、配置技術者が同号で規定する技術者であることを証明する書類の写し
- (7) 許可等が必要な業種は、当該許可等を示す証明書等の写し
- (8) その他区長が必要と認めるもの

2 前項の規定に係る書類は、毎年度8月1日から同月末日までの間に提出するものとする。ただし、区長がやむを得ないと認めた場合にあっては、区長が指定する日までに提出するものとする。

3 第1項の規定に係る書類を提出しない場合は、区内支店業者として扱わない。

4 支店業者調書を提出後、内容に変更があった場合は、改めて区に支店業者調書及び変更に係る必要書類を提出すること。

（実態調査）

第6条 区長は、次のいずれかに該当する場合、実態調査を実施することができる。

- (1) 区内業者等について、第3条に規定する認定要件を満たしていることに疑義があるとき
- (2) 区内支店業者について、第5条に規定する届出書類の内容に疑義があるとき
- (3) その他区長が必要と認めるとき

2 実態調査を拒否した事業者は、区内業者等として扱わないものとする。

（改善指導）

第7条 前条の規定による実態調査の結果、次のいずれかに該当する場合は、改善通知書（別記様式第3号）により必要な改善指導を行うとともに、期間を定めて営業所等から報告を求め、再度実態調査を行う。

- (1) 第3条に規定する認定要件を満たしていない場合
  - (2) その他区内業者等として取り扱うことに疑義が生じた場合
- 2 前項の規定による改善指導を行った場合、認定要件を満たしていることが確認されるまでの間及び前項第2号の疑義が解消されるまでの間は、当該事業者を区内業者等として取り扱わないものとする。

(読替規定)

第8条 組合事業者が区内業者等として認定を受けるにあたっては、第2条から第7条までの規定を準用する。この場合において、第2条第1項中建設工事等競争入札参加者の資格に関する公示(平成16年11月4日付け16葛総契第163号)とあるのを建設工事等競争入札参加者の資格に関する公示(組合)(平成16年11月4日付け16葛総契第163号)と、物品買入れ等競争入札参加者の資格に関する公示(平成16年11月4日付け16葛総契第163号)とあるのを、物品買入れ等競争入札参加者の資格に関する公示(組合)(平成16年11月4日付け16葛総契第163号)と読み替えるものとする。

付 則(平成21年10月14日21葛総契第376号)

この基準は、平成21年10月14日から施行する。

付 則(平成24年9月24日24葛総契第430号)

この基準は、平成24年10月1日から施行する。

付 則(平成27年3月20日26葛総契第812号)

この基準は、平成27年4月1日から施行する。

付 則(平成29年7月26日29葛総契第259号)

この基準は、平成29年8月1日から施行する。

付 則(令和4年8月26日4葛総契第354号)

この基準は、令和4年10月1日から施行する。